

教職員多忙化改善推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 教職員の勤務時間の縮減に向けた業務改善等の具体的な取組を進めるため、教職員多忙化改善推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- (2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進（学校内での取組）
- (3) 業務改善に向けた環境整備の推進（教育委員会としての取組）
- (4) 部活動顧問の負担軽減と外部指導者等の活用による指導の充実

(組織体制)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、石川県教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会に次の3つのワーキンググループを置き、それぞれの所管事項について検討を行い、具体的方策を協議会に提案する。

(1) 小中学校ワーキンググループ

以下の項目のうち小中学校に係る内容

- ・教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- ・業務改善に向けた学校マネジメントの推進（学校内での取組）

- ・業務改善に向けた環境整備の推進（教育委員会としての取組）

(2) 県立学校ワーキンググループ

以下の項目のうち県立学校に係る内容

- ・教員の時間外勤務縮減に向けた勤務時間管理の適正化
- ・業務改善に向けた学校マネジメントの推進（学校内での取組）
- ・業務改善に向けた環境整備の推進（教育委員会としての取組）

(3) 部活動ワーキンググループ

- ・部活動顧問の負担軽減と外部指導者等の活用による指導の充実

2 ワーキンググループは、リーダー、統括担当者及びグループ員で構成する。

3 ワーキンググループの運営に必要な事項については、会長が定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、石川県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

別表

教職員多忙化改善推進協議会 委員名簿

職名	氏名	所属団体・役職名
会長	田中 新太郎	石川県教育委員会教育長
委員	新屋 長二郎	石川県教育委員会事務局教育参事
委員	野口 弘	金沢市教育委員会教育長
委員	布施 東雄	穴水町教育委員会教育長
委員	宮本 雅春	石川県高等学校長協会長 (石川県立金沢泉丘高等学校長)
委員	柴田 勝俊	石川県小中学校長会長 (かほく市立宇ノ気小学校長)
委員	北川 雅美	石川県小中学校長会加賀地区会員代表 (小松市立稚松小学校長)
委員	井上 一幸	石川県小中学校長会能登地区会員代表 (七尾市立七尾東部中学校長)
委員	前田 一弘	石川県高等学校体育連盟会長 (石川県立金沢桜丘高等学校長)
委員	江尻 祐子	石川県高等学校文化連盟会長 (石川県立金沢二水高等学校長)
委員	佐々木 清嗣	石川県中学校体育連盟会長 (金沢市立浅野川中学校長)